

# 森林の利用保全促進のための制度の概要

## 森林利用保全指針の策定

知事は、森林の利用・保全を総合的・計画的に推進するための指針を策定します。

### 対象

地域森林計画（森林法第5条）の対象となっている民有林

### 指針に定める事項

自然的、社会的及び歴史的な背景を踏まえた地域区分  
地域区分ごとの森林に関する長期的な目標  
目標達成のための方針及びその方針に基づく施策の基本的な方向

## 森林利用保全重点区域の指定・森林利用保全計画の策定

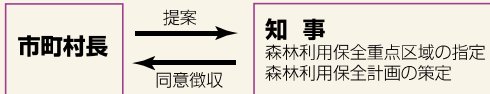
知事は、森林の利用・保全を重点的に行う区域を指定して森林の利用・保全を推進します。  
知事は、指定に当たっては、森林の利用・保全の総合的な推進に係る計画を定めます。

### 対象

森林の公益的機能を一層高度に発揮させる必要がある区域

### 森林利用保全計画に定める事項

- 森林に関する長期的な目標
- 森林の利用及び保全に関する取組及び施策



### 計画推進のための措置

- 造林事業等の重点的な実施
- 技術講習会の開催、情報提供その他の支援措置
- 府民理解の増進のための広報活動、学習機会の提供 等

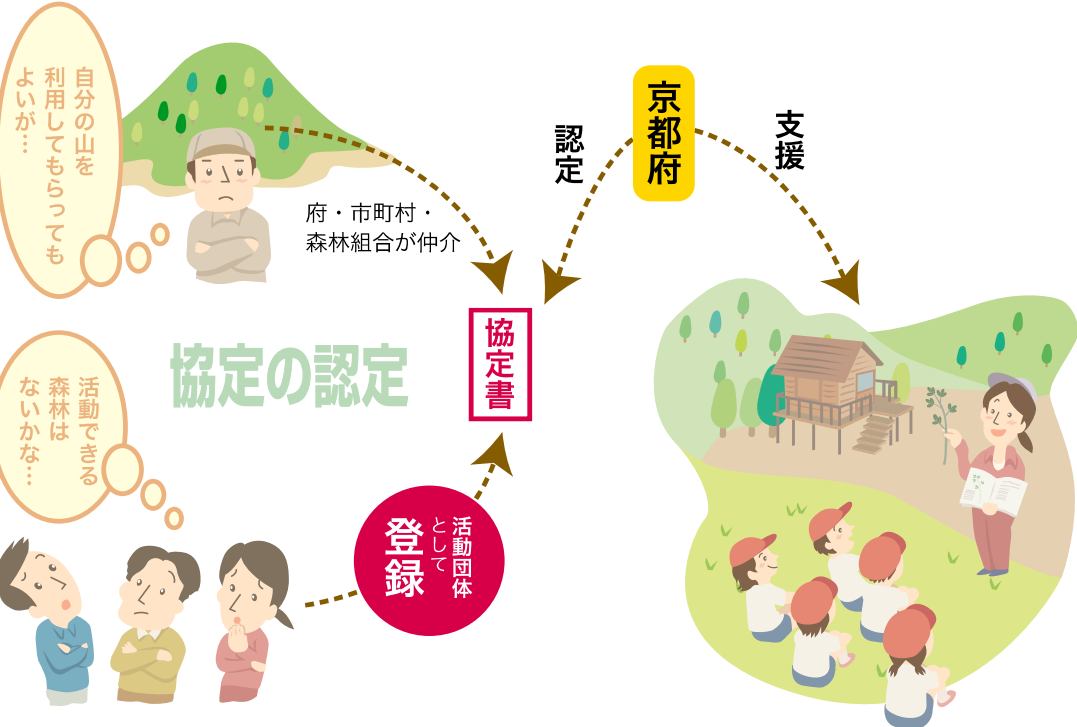
## 検討

## 区域の指定

## 重点区域の指定

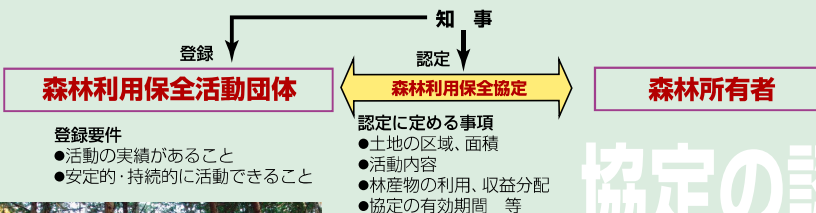


## 利用保全計画の作成



## 森林利用保全活動団体の登録・森林利用保全協定の認定

重点区域で森林の利用保全活動を行おうとする団体は、知事の登録を受けることができます。  
森林利用保全活動団体は、森林利用保全協定について知事の認定を受けることができます。



## 協定の認定

- 協定に基づく活動への支援措置等
- 技術指導、講習会の開催、情報提供その他の必要な支援措置
  - 森林利用保全計画の変更について知事に提案

